

琉球大学学術リポジトリ

奄美の古志辞令書の分析

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-06-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/17070

奄美の古志辞令書の分析

高 良 倉 吉

はじめに

奄美地域については、29件の古琉球辞令書が今のところ知られていることを拙稿「奄美喜界島の古琉球辞令書について」（2004年）で指摘したが、その中には4件の難解な辞令書が含まれている。そのうちの2件、すなわち加計呂麻島に係る須子茂辞令書（須子茂文書）に関しては、10余年前に私なりの試論として「古琉球期の奄美における給田の移動」（1996年）という覚書を発表した。奄美大島南端のシマ、古志に係る他の2件の辞令書についても前者に対すると同様の分析や解説が可能なのではないかと考えていたのだが、多忙な日々を言い訳にこれまでその成果をまとめる機会を持たなかった。

襟を正すために、未だ未詳語や意味不明の箇所を残すものの、古志辞令書の解説に挑戦してきた者の責務として、平凡な考察に終始することを覚悟のうえで、以下に覚書を記しておきたいと思う。

1 サカイ宛辞令書（万暦2 = 1574年5月28日）の紹介

残念ながら、古志辞令書は今のところ行方が不明であり、瀬戸内町立図書館・郷土館が所蔵し実物形態が観察可能であるところの須子茂辞令書2件の場合とは条件が全く異なっている。問題の古志辞令書の文面を最初に紹介したのは山田尚二「中世ノロ文書の紹介」（1967年）であるが、沖縄県教育委員会が行った奄美・沖縄地域の辞令書所在調査の成果である『古文書等辞令書調査報告』（1979年）は現物の確認までには至っておらず、山田氏の紹介文をそのまま転載するに止まっている。したがって、山田論文は現物閲覧が可能な時点における唯一の史料紹介であるのに対し、県教育委員会報告書は二次的なものであり、言うまでもなく山田論文のほうに優先的価値がある。

しかし、さいわいなことに、私は古志辞令書の影印を4枚(図1～4参照)所持している。1979年2月鹿児島に出張した際に、当時黎明館の建設準備室に勤務していた山田尚二氏から頂戴したものである。わら半紙4枚に原寸大で謄写されたものであり、内容は古志辞令書2件の部分に相当する。その中の1枚には錯簡が認められるが、それを修正すれば、全文とはいかないまでも、古志辞令書の基本的なテキストを作成することが可能である。つまり、古志辞令書を最初に紹介した山田論文を下敷きにして、その上に影印を重ねることによって、山田論文の誤読を訂正しつつより精度の高いテキストを形成することができる。



図1 サカイ宛辞令書部分
(イ)～(ロ)に相当



図2 サカイ宛辞令書部分
(ハ)～(ニ)に相当



図3 サカイ宛辞令書およびX
宛辞令書部分(木)～(へ)、
(リ)～(ヌ)に相当

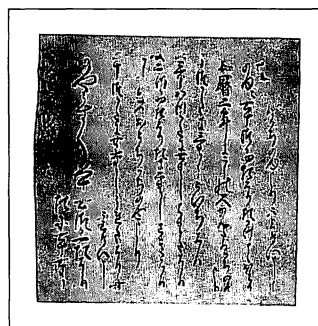


図4 X宛辞令書部分(ト)～
(チ)に相当

この作業により得られた古志辞令書2件のテキストを私なりの補足を加えつつ以下に紹介するが、最初に「さかい」なる人物に下されたものを掲げ、その次に人名の記述箇所が欠けているもの（仮にX宛辞令書と呼ぶ）を示したい。

サカイ宛辞令書は次のように記述されている。

しよりの御ミ事

せんとうちにしまぎりの

[サカイとの続柄を記述した人名が存在か]

こしの一人さかいがち

[原名などの記述が存在か]

五かりや二十八つかたの給（木）

この内に五十六つかた八まひつがちの内よりふみそい申候

この内に八十三つかたかけ申候ほどに

万暦二年にこしの一人たらもいがちの内より

五十六つか四たばりたに九十九ましこいちはる

又八つか四たばりたに十六ましふみらはる

くだとんの一人かねしがちの内より（へ）

十八つかたに廿ましおばまはるともにふみそい申候（イ）

是ひやうすく六十六つか六たばりたに百九十四まし

みていねけ候ハ

八かりや四つかたに

この内二二かりや六おつか六十八つかたの

みかないハ御ゆるしめされ候

又 五かりや三おつか三十六つかたの給（口）

一 十六貫八まいめのいね上申候（ハ）

しよりよりさかいがち方へまいる

万暦二年五月廿八日（二）

（注）朱印部分を省略し、濁点を補う。ゴシック体は原文。イロハ等は図版と対応（以下同じ）。[] は損欠および高良による補足。「サカイとの続柄を記述した人名が存在か」および「原名などの記述が存在か」は須子茂辞令書の場合を参考にした想定。この想定は後述のX宛辞令書も同様。

上記の史料は、ある特定の役職への就任を規程した叙任型（A型）ではなく、給与・待遇に係る事項を記述した得分規程型（B型）に分類されることは言うまでもないが、その趣旨はひとまず以下のような意味になると思う。①首里の王の詔である。②瀬戸内西間切のシマの一つ、古志のサカイ（人名）の地（水田）についてであるが、サカイが保有する水田の面積は5カリヤ28ツカであり、この内の56ツカ分の田はマヒツ（人名）の地（水田）から割いて以前に「ふみそい」された分である。

この「ふみそい」という語句は須子茂辞令書2件に登場するほか、今帰仁間切のアガルイ掟宛辞令書（嘉靖42＝1563年7月17日）や与那嶺大屋子宛辞令書（嘉靖42＝1563年7月17日）にも登場する興味深い文言であるが、残念ながらその語意を特定できる史料は今のところ確認できない。ここでは文脈から推して「ふみ」（踏む）と「そい」（添、すなわち襲う）に分割し、所得する権利を公的に認知する、という趣旨としてひとまず理解しておきたい。

③しかし、サカイ保有の田の額面に対し83ツカ分がなお不足しているために、万暦2年（1574）、つまりこの辞令書が発給された年に古志のタラモイ（人名）の地（水田）から56ツカ4タバリの田（99マシ、こいち原に所在するもの）を、同人の8ツカ4タバリの田（16マシ、ふみら原に所在するもの）を、管鈍のカネシ（人名）の地（水田）から18ツカの田（20マシ、おばま原に所在するもの）を「ふみそい」申し付ける措置をとったこと。④「是ひやうすく」から始まる部分は意味不明であるが、「ひやうすく」は2オツカの別称であるから、2オツカ66ツカ6タバリの田（194マシ）を「みていねけ」（意味不明）して8カリヤ4ツカの田とすること。⑤この8カリヤ4ツカの田のうち、2カリヤ6オツカ68ツカの田のミカナイは免除されること。⑥しかし、残り5カリヤ3オツカ36ツカの田については、16貫8匁の稲を上納すること。⑦この辞令書は王からサカイ当人に与えられるものであること。⑧最後に発給年月日である万暦2年（1574）5月28日と記されている。

全体として言えば、この辞令書は、サカイなる人物（性別不詳）がその得分として保証されているところの水田面積の出入りとそれに伴う調整や権利関係の移動、そして調整を経たうえで確定したはずの水田に対して賦課される課税

基準と納税額を規定したもの、と理解することができる。このような作業が国王の名において、須子茂辞令書の場合と同様に万暦2年（1574）5月28日付で行なわれたのであった。

2 X宛辞令書（万暦2＝1574年5月28日か）の紹介

次に人名が欠けている別の1件を紹介する。

しよりの御ミ事

せんとうちにしまぎりの

[Xとの続柄を記述した人名が存在か]

こしの一人 [Xの名]

[原名などの記述が存在か]

[水田面積およびX以外の人名] がちの内よりふみそい申候 (ト)

この内二十七つか四たばりたかけ申候ほどに

万暦二年にこしの一人かんたるがちの内より

十つかたに三ましこいはる

又三十八つかたに七ましはまだはる

又二つか四たばりたに二ましさきはる

こしの一人おとちがちの内より

二十つかたに廿六ましうもたはる共にふみそい申候

是ひやうすく五十七つか一たばりたに七十七まし

みていねけ候ハ (子)

七かりや五おつか四十二つかた (リ)

この内二二かりや五おつか十四つかたの

ミかないハ御ゆるしめされ候

又 五かりや二十八つかたの給^(注1) (又)

[稲の計量単位を記述] まいめのいね上申候

[しよりよりXが方へまいる]

[万暦二年五月廿八日]

(注) 朱印部分を省略し、濁点を補う。ゴシック体は原文。[]は損欠および高良による補足。注 i 部分は影印本でサカイ宛辞令書とのあいだに錯簡があり記述上の重複の可能性があるが、山田論文の読みをここでは尊重しておきたい。

上記の史料を仮にX宛辞令書と呼ぶ。発給年月日の部分は欠けているが、私はサカイ宛辞令書と同様に万暦2年(1574)5月28日と想定している。その理由は文面の内容や記述形式が前掲のサカイ宛辞令書あるいは須子茂辞令書の場合と全く同様であり、このX宛辞令書を含む4件の辞令書は一連の行政動機に基づくものであると想定しているからであり、他の3件の発給年月日(万暦2年5月28日)に従うべきだと考えるからである。言い換えると、万暦2年5月28日付の時点において、首里王府が何らかの理由により奄美地域の土地保有関係に関与する事態が発生しており、X宛辞令書もまたその動向を表現するものの一つだと考えている。しかも、「ふみそい」なる語を含む今帰仁間切の2件の辞令書(アガルイ掟宛辞令書、与那嶺大屋子宛辞令書)もまた同様な基調を持っており、しかもはるか海を超えた地である今帰仁間切関係のこの2件もまた同年月日付け(嘉靖42=1563年7月17日)で発給されているのである。この点については拙稿「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」(2009年)でも指摘したところである。

さて、X宛辞令書のおおよその意味は以下になると思う。①瀬戸内西間切の何某との続柄を持つ古志のXが保有する水田の額面不足に対し、ある特定の人物(一人もしくは複数)が所持する水田を割いて以前に追給したが、その結末はすでに「ふみそい」されている。②しかし、なお70ツカ4タバリの水田が不足しているので、万暦2年に古志のカンタル(人名)の田から10ツカ、3マシの分、こいち原に所在するもの、さらに同人所持の田から38ツカ、7マシの分、はまだ原に所在するもの、さらに同人所持の田から2ツカ4タバリ、2マシの分、さき原に所在するもの、さらに古志のオトチ(人名)が保有する田から20ツカ、26マシの分、うもた原に所在するものを割いたうえで、「ふみそい」申し付ける。③「是ひやうすく」から始まる箇所の意味は不明であるが、「ひやうすく」は2オツカの別称であるから、2オツカ57ツカ1タバリ(77マシ)を「みていねけ」(不詳)して7カリヤ5オツカ42ツカの田とすること。

④この7カリヤ5オツカ42ツカの田のうち、2カリヤ5オツカ14ツカの田のミカナイは免除されること。⑤しかし、残り5カリヤ28ツカの田に関しては指示された重量の稲（数値部分が損欠）を上納すること。

この解釈が妥当だとすれば、この辞令書と先のサカイ宛辞令書は同基調であり、さらには須子茂辞令書ともまた同様の形式・内容であることが判明する。以上の2件の辞令書の分析結果を須子茂辞令書と同様の枠組みで整理したものが表1と表2である。

表1・サカイ宛辞令書の分析表

既得給地	5カリヤ28ツカの田
「ふみそい」	マヒツの地から56ツカの田 →計5カリヤ84ツカの田
不足分	83ツカの田
不足分の追給「ふみそい」	①古志のタラモイの地から56ツカ4タバリ、99マシ、こいち原 ②同人から8ツカ4タバリ、16マシ、ふみら原 ③管鈍のカネシの地から18ツカ、20マシ、おばま原 →①+②+③=82ツカ8タバリ
意味不明	「ひようすく」66ツカ6タバリ、194マシ 「みていねけ」8カリヤ4ツカの田（a + b）
無税地	a 2カリヤ6オツカ68ツカの方はミカナイを免除（約1/3）
有税地	b 5カリヤ3オツカ36ツカ（約2/3） 16貫8匁の稲の上納

（注）1カリヤ=10オツカ、「ひようすく」=2オツカ、1オツカ=100ツカ、1ツカ=10タバリ

表2・X宛辞令書の分析表

既得給地	（損欠）
「ふみそい」	（損欠）
不足分	70ツカ4タバリ
不足分の追給「ふみそい」	①古志のカンタルの地から10ツカ、3マシ、こいち原 ②同人から38ツカ、7マシ、はまだ原 ③同人から2ツカ4タバリ、2マシ、さき原 ④古志のオトチの地から20ツカ、26マシ、うもた原 →①+②+③+④=70ツカ4タバリ
意味不明	「ひようすく」57ツカ1タバリ、77マシ 「みていねけ」7カリヤ5オツカ42ツカの田（c + d）
無税地	c 2カリヤ5オツカ14ツカはミカナイを免除（約1/3）
有税地	d 5カリヤ28ツカ（約2/3）（〇貫〇匁の稲の上納）

（注）表1・2ともに（ ）内は高良による補足

3 主な論点に関する検討

万暦2年5月28日付の奄美4件の辞令書、すなわち古志辞令書および須子茂辞令書は一体いかなる問題をわれわれに突きつけているのだろうか。思いつまままの覚書を記しておきたい。

1. なぜ役職名ではなく人名なのか？

4件の辞令書に登場する人物のすべてが例外なしに役職名ではなく、人名のみで記されている事実をどう考えるべきなのか。念のために整理すると、

古志のサカイ、マヒツ、古志のタラモイ、管鈍のカネシ（以上サカイ宛辞令書）、古志のカンタル、古志のオトチ（以上X宛辞令書）、須子茂のクチの孫である須子茂のネタチ、阿室のクロマ（以上ネタチ宛辞令書）、瀬戸内西間切のアカヒトウの子である須子茂のタル、コセ、マサリ、フクヤツ、武名のネタチ、須子茂のシラモイ、阿室のマカ（以上タル宛辞令書）

のようになる。居住するシマ名や間切名は登場するものの役職名が一貫して記されておらず、この者たちの性別や社会的地位あるいは行政的地位などが全く判らない。末端の行政単位である古志のシマにサカイ、マヒツ、タラモイ、カンタル、オトチがおり、また須子茂にはクチ、ネタチ、タル、シラモイがいたのだが、彼らは何者なのか。ネタチがクチの孫であること、タルがアカヒトウの子であることを除けば全く手がかりが得られない。今帰仁間切の辞令書では具志堅のセサの土地、元は中オシ（人名）の土地（アガルイ掟宛辞令書）、元は「ふたふたの大やく」の土地（与那嶺大屋子宛辞令書）の用例が見られると同時に、受給者が掟やシマ名の大屋子の職にあることが歴然としているのだが、奄美のこの辞令書にはそれが無い。疑問を確認したうえで、次の論点を考えてみたい。

2. 原名から糸口は見えないか？

サカイ宛辞令書とX宛辞令書に共通する原名はこいち原のみである。サカイが不足分の追給を受けた一部である古志のタラモイ所持の田56ツカ4タバリ

(99マシ) はこいち原に、またXが受けた追給分の一部である古志のカンタル所持の田10ツカ(3マシ)もこいち原に所在した。両者が同一の原のことだと仮定するならば、こいち原にはタラモイとカンタルの田があり、その一部が分筆されてそれぞれサカイおよびXのものとなったのである。

拙稿「古琉球期の奄美における給田の移動」に掲げた分析表から事例を拾うと、須子茂のネタチと須子茂のタルの田がみどり原に、須子茂のネタチと阿室のクロマ、須子茂のタル、須子茂のシラモイ、阿室のマカの田がかうち原に、須子茂のネタチと須子茂のタルの田がまへだ原に、阿室のクロマと須子茂のタル、武名のネタチの田があもろ原にそれぞれ所在した。つまり、同一と推定される原に権利関係を有する複数の者の水田が混在した状況を物語っていると解すべきだろう。

つまり、かうち原にはネタチ・クロマ・タル・シラモイ・マカの5名の田があり、それはかうち原に所在するすべての水田ではなく、その中の一部に相当すると見るべきだと思う。辞令書の舞台である奄美大島南部や加計呂麻島に典型的に見られるように、海に向かって開かれたひとまとまりの谷あいの集落とその後背地のイメージ、すなわち小河川に沿って開発された狭小な水田地帯の光景が思い浮かぶ。その地帯は細切れの原に区分されており、その一つがかうち原だった。かうち原にはこの5名の田のみではなく他の名義の水田もまた存在したと想定されるのであり、その一部の田が国王名の辞令書により権利関係の調整対象になったと理解したい。

3. 分与された水田面積から糸口は見えないか？

この理解を敷衍するために、分割し調整されたところの水田面積について考えてみたい。以下に奄美の4件の辞令書に登場する事例を列記するが、1カリヤ=10オツカ、「ひやうすく」=2オツカ、1オツカ=100ツカ、1ツカ=10タバリ、1タバリ=10エシラの度量衡概念を念頭において確認したい。

マヒツの田から56ツカをサカイへ、古志のタラモイの田から56ツカ4タバ리를古志のサカイへ、同人の田から8ツカ4タバ리를古志のサカイへ、管鈍のカネシの田から18ツカを古志のサカイへ(以上サカイ宛辞令書)。古

志のカントルの田から10ツカを古志のXへ、同人の田から38ツカを古志のXへ、同人の田から2ツカ4タバリを古志のXへ、古志のオトチの田から20ツカを古志のXへ（以上X宛辞令書）。阿室のクロマの田から12ツカを須子茂のネタチへ、同人の田から32ツカを須子茂のネタチへ（以上ネタチ宛辞令書）。コセ・マサリ・フクヤツ3名の田から37ツカ5タバリ2エシラを須子茂のタルへ、武名のネタチの田から14ツカを須子茂のタルへ、須子茂のシラモイの田から6ツカを須子茂のタルへ、阿室のマカの田から3ツカを須子茂のタルへ（以上タル宛辞令書）。

一読して判るように、分割または分筆された田は1カリヤの千分の一レベルの単位であるツカに集中しており、1カリヤという面積の量的検討を度外視したとしても、この場合の所有もしくは保有権の移動にかかる面積概念がいかに狭小であるかが判明する。つまり、ある特定のシマの水田地帯の中の、ある特定の原の中から、狭小な面積を割くという形で権利を移動させた、としか考えられないのである（水田面積を表示する別の概念、マシの問題からの検討はここでは省略する）。

4. 所得した給地額から糸口は見えないか？

もう一つ、辞令書の受給者が調整後に得た給地の額面に注目したい。無税地・有税地を含む「みていねけ」された水田は、サカイの場合8カリヤ4オツカ、Xの場合は7カリヤ5オツカ42ツカであり、須子茂辞令書に登場するネタチは5カリヤ8オツカ92ツカ、タルは6カリヤ6オツカ76ツカであった。4者に共通する事項の一つとして、その額面の約三分の一はミカナイが無税、残り三分の二が有税である。では、彼ら得た調整後の水田面積はどの程度のものなのか、比較検討が必要となろう。網羅的に示すことはできないが、度量衡概念を異にする畑地のみを表記する場合については除き（周知のように畑はヌキ・オホソ制で表示される）、既存の古琉球辞令書の中から参考となるいくつかの事例を以下に挙げてみたい。

- ①伊是名・伊平屋両島で構成される行政単位「えひや」（間切と同等の行政区画）統治のトップである伊平屋首里大屋に与えられた得分は、5カリ

ヤ3オツカ50ツカであった（伊平屋首里大屋子宛辞令書、万曆15=1587年7月8日）。

②今帰仁間切のオエカ人の一人、シマ名の大屋子である玉城大屋子に与えられた得点は、6カリヤの水田と140ヌキの畑地であった（玉城大屋子宛辞令書、万曆20=1592年10月3日）。

③今帰仁間切のオエカ人の一人、アガルイ掟に追給された得点は、2カリヤ2オツカの田と230ヌキ余の畑であった（アガルイ掟宛辞令書、嘉靖42=1563年7月17日）。

④久米島の上級神女である君南風に追給された得点は、2カリヤの田と70ヌキの畑等であった（君南風宛辞令書、嘉靖45=1566年10月8日）。

⑤那覇の大阿母に追給された得点は、2カリヤの田と50ヌキの畑等であった（那覇大阿母宛辞令書、万曆10=1582年8月2日）。

⑥今帰仁間切のオエカ人の一人、浦崎目差に追給された得点は、2オツカの田と15ヌキの畑等であった（浦崎目差宛辞令書、万曆14=1586年5月9日）。

⑦現在の宮古地域全体を指す行政単位「大みやこ間切」を統治する頂点の一つ、下地大首里大屋子に追給された得点は、3カリヤの田と100ヌキの畑等であった（下地大首里大屋子宛辞令書、万曆23=1595年8月29日）。

③～⑦は追給分であるから直接的な比較はできず、②は田と畑の両方を給与されている場合なので慎重な取り扱いが求められる。そこでまず①に注目すると、拙著『琉球王国の構造』（1987年）で指摘したように、古琉球期の首里大屋子はシマ名の大屋子と同格であるが、間切もしくは間切に準ずる行政単位に1名設置するという制度原則であり、この場合の首里大屋子職の得点は5カリヤ余であったことになる。そのうえで②に着目すると、シマ名の大屋子である玉城大屋子は畑地を除くと6カリヤの田を得点として与えられているので、5～6カリヤは首里大屋子やシマ名の大屋子の得点額を考える一つの目安ということになる。したがって、予め給与されていたそれぞれの額の水田に2カリヤ余（アガルイ掟）、2カリヤ（君南風）、2カリヤ（那覇大阿母）、2オツカ（浦崎目差）、3カリヤ（下地大首里大屋子）を追給したのが③～⑦の事例であり、彼らが最終的に安堵された水田面積の総計は追給額を相当に上回るもので

あったことが容易に推定できる。

[補注] 尚円王の叔母を初代とすると伝わる名誉的の神女職、二カヤ田の阿母を現在の伊是名島ではタハダと称えている。その語源は2カリヤ田の阿母、すなわち2カリヤの面積の水田を得分として給与されている者の意味だと思われる。2カリヤ田が2カヤ田、さらにタハダにまで音韻変化したのであろう。

その想定にサカイ（8カリヤ余）、X（7カリヤ余）、ネタチ（5カリヤ余）、タル（6カリヤ余）が安堵された額を重ねてみると、奄美の4名が得水田面積はオエカ人もしくは中級神女職レベル（大阿母クラス）の得分に相当する、と考えざるをえない。

むすびにかえて

以上の理解に立てば、古志辞令書（須子茂辞令書を含めて）は定期に行なわれた耕地の割り替え制度、つまり地割制度の起源を考察するうえでの史料ではなく、したがってまた、その史料において分割され追給されたところの水田も真人地であるとは到底考えられないことになる。また、拙稿「古琉球期の奄美における給田の移動」でも指摘したことだが、辞令書の受給者は官人または神女に限られているのであり、真人がこれを受けることはない。ようするに、地割問題を検討できる史料として奄美の辞令書を位置づけることはできない、との結論が得られる。

また、ノロクモイ地（大阿母の役地を含む）の調整作業と見ることも今のところ不可能である。近年、弓削政己「奄美島嶼の大あむについて」（2008年）が発表され研究状況に進歩は見られるものの、古琉球期の奄美における神女の配置やその待遇についてはあまりにも不明の点が多い。そのことを承知のうえであえて言うならば、古志や須子茂を舞台とする給田の移動状況は、その史料に登場する多数の人名を考慮に入れると、ノロよりもはるかに多数設置されていたはずのオエカ人をめぐる問題である蓋然性が高いと思う。この仮定に立つならば、奄美の4件の辞令書に登場する人物のすべては男性であり、古志辞令書の受給者であるサカイやXもまた男であるということになる。つまり、オエカ人としてのサカイやX（須子茂辞令書の場合はネタチやタル）が所領するオ

エカ地（水田）の調整作業を国王の名において行ったのが古志辞令書の要点である、とひとまず展望できるのではないか。

しかしながら、彼らがオエカ人であるとした場合、何ゆえに彼らは役職名ではなく一貫して人名で記されるのか。地中の地雷とも言うべきこの疑問を残したままで、私の分析作業は今なお頓挫し続けている。なお付言すれば、万暦2年5月28日付で何ゆえに古志と須子茂の2シマを中心とする給地の移動・調整が行なわれたのか、それ以外のシマに対しても行なわれた見るべきなのかなど、疑問は尽きない。私に取り上げなかった幾多の疑問群がなお横たわることも、あえて銘記しておきたいと思う。

〔補説〕拙稿「古琉球期の奄美における給田の移動」の中で、ネタチ宛辞令書に登場する「あもろ」を焼内間切に所在するシマだと誤認し、その理解を前提に加計呂麻島と焼内との間の通耕を議論するという誤りを犯した。1998年5月に沖縄県立芸術大学で開催された沖縄で奄美を考える会の席上において、私の誤りを指摘してくれた出村卓三氏に改めて感謝したい。「あもろ」は今では西安室と称している加計呂麻島のシマのことであり、拙稿「沖縄で奄美を考える（下）」においてためらいがちに反省の弁を述べたのだが、この場をかりて完全な誤説だったことを確認し、今後の戒めとしたい。なお、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」（1990年）で紹介したところの今帰仁掟宛辞令書（嘉靖38＝1559年10月15日）についても、オエカ地の調整という観点から検討対象として取り上げるべきであったが、準備不足のため割愛せざるをえなかった。この辞令書については当然のことながら拙稿「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」（2009年）で紹介すべきだったが、私の不注意のせいで見逃したことをお詫びしたい。今帰仁掟宛辞令書を含めると、今帰仁間切関係辞令書は都合13件となる。本稿の骨子を首里城研究会（2007年12月15日）で発表し、諸兄よりコメントをいただいた。

（2009年8月16日脱稿）

【参考文献】

- 山田尚二「中世ノロ文書の紹介」、1967年、『奄美郷土研究会報』第9号、のち
島尾敏雄編『奄美の文化』（1976年、法政大学出版局）所収
- 沖縄県教育委員会『辞令書等古文書調査報告書』、1982年
- 高良倉吉『琉球王国の構造』、1987年、吉川弘文館
- 高良倉吉「新発見の古琉球辞令書について」、1990年、『浦添市立図書館紀要』
No.12
- 高良倉吉「古琉球期の奄美における給田の移動—須子茂文書が内包する情報の
スケッチ」、1996年、『日本文化の深層と沖縄』、国際日本文化研究センター
- 高良倉吉「沖縄で奄美を考える（下）」、1998年7月8日、琉球新報
- 高良倉吉「奄美喜界島の古琉球辞令書について」、2004年、『日本東洋文化論集』
第10号
- 弓削政己「奄美島嶼の大あむについて—継承・人数・管轄地域について」、2008
年、『奄美郷土研究会報』第40号
- 高良倉吉「今帰仁間切に関する辞令書の紹介」、2009年、『日本東洋文化論集』
第15号